

# こんにちは 民商です

税金 申告 労災 雇用保険  
 国保 社会保険 金融 滞納  
 記帳 決算 小法人 マイナンバー

「営業とくらし」なんでもご相談ください



桑名員弁民主商工会  
0594-31-9171

伊賀上野民主商工会  
0595-23-8268

四日市民主商工会  
059-351-5327

名張民主商工会  
0595-62-2338

鈴鹿民主商工会  
059-382-6065

松阪民主商工会  
0598-51-6550

津民主商工会  
059-227-2827

南勢民主商工会  
0596-23-7775

中勢民主商工会  
059-256-8334

志摩民主商工会  
0599-26-5330

三重県商工団体連合会 059-225-7893

## ◆消費税の増税を中止し、5%にもどすこと

◎5%→8%になった2014年4月以降、ありとあらゆる経済指標が落ち込み、14年1～3月期に321.7兆円だった個人消費は、14年4～6月期に305.9兆円まで落ち込みました。消費税は景気を底から冷やし、中小業者・国民の働く場を奪う税金です。

一方で、大企業は賃金の抑制や下請け単価たたきで利益をあげ、400兆円超の内部留保をため込んでいます。

◎輸出大企業には、「輸出戻し税」で多額の消費税が還付されています。

### ■輸出大企業に消費税還付金が8,300億円も

(製造業上位12社、税率8%)

企業名	還付金額	売上高	輸出割合(%)	事業年度
トヨタ自動車	3,231億円	11兆4,763億円	65.2	16年4月～17年3月
日産自動車	1,190億円	3兆7,293億円	68.6	同上
マツダ	662億円	2兆4,814億円	83.3	同上
本田技研工業	619億円	3兆4,568億円	60.2	同上
キヤノン	603億円	1兆7,639億円	(推定) 79.3	16年1月～12月
三菱自動車	512億円	1兆5,674億円	80.6	16年4月～17年3月
村田製作所	360億円	8,311億円	(推定) 92.6	同上
新日鐵住金	310億円	2兆9,742億円	(推定) 36.2	同上
ソニー	248億円	9,925億円	(推定) 68.6	同上
シャープ	234億円	1兆5,773億円	(推定) 52.4	同上
日立製作所	211億円	1兆9,065億円	(推定) 48.0	同上
パナソニック	131億円	3兆6,552億円	27.5	同上
合計	8,311億円			

この表は各社の最新の決算書などにより湖東京至税理士は推計したものです

## ◆ 税務調査では仲間の立ち会いが大事

立ち会いは、「税務署員の密室の犯罪」を防止するもので、憲法 13 条「個人の尊重、幸福追求権」、31 条「適正手続の保障」を確保するため不可欠です。

税務調査にあたって納税者には、事前通知が義務化されました。事前通知すべき事項は 11 項目です。

### 《事前通知の 11 項目》

- 1 実地調査を行う旨
- 2 実地調査を行う日時
- 3 調査を行う場所
- 4 調査の目的
- 5 調査の対象となる税目
- 6 調査の対象となる期間
- 7 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- 8 調査の相手（納税者）の氏名および住所
- 9 調査担当署員の氏名および所属
- 10 ②と③は変更可能であること
- 11 ④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

正当な調査理由がない場合や、事前通知が一つでも欠ける場合、適正手続きを欠いた違法調査となります。

## ◆ 税金が払えず滞納で困っているときは、権利として「納税緩和制度」の活用を

税金を納付することができない状況にあるとき、誰でも申請できます。申請の際には民商へ。

### 納税の猶予（徴収猶予）

（税務署長・自治体の長は）震災や風水害、落雷、火災、盗難、家族の病気、事業の廃止または休止、事業の著しい損失、これらに「類する事実」などの場合に納税者の申請で、納税を猶予することができる（国税通則法 46 条）（地方税法 15 条）

### 換価の猶予・職権型

（税務署長・自治体の長は）滞納者の事業継続、生活の維持を困難にするおそれがある財産の差し押えを猶予し、または、解除することができる（国税徴収法 151 条）（地方税法 15 条⑤）

### 換価の猶予・申請型

※納期限から 6 か月以内に申請する必要があります

（国税徴収法 151 条）（地方税法 15 条⑥）

### 滞納処分の停止

（税務署長・自治体の長は）、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき

（国税徴収法 153 条①）（地方税法 15 条⑦）